

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和2年11月3日 07時50分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 東播磨港別府東防波堤灯台から真方位148° 1,840m付近 (概位 北緯34° 41.0′ 東経134° 50.8′)
事故の概要	プレジャーボートASSIST Vは、航行中、のり養殖施設に進入し、養殖施設のロープを切断した。
事故調査の経過	令和2年11月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ASSIST V、5.6トン
船舶番号、船舶所有者等	260-46058兵庫、株式会社D-アシスト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 養殖区画のロープに切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人（以下「同乗者」という。）を乗せ、船長が、東播磨港港域に設置されたのり養殖施設の北西方沖約40mのところに至り、船外機を中立運転とした状態で漂流を開始した。</p> <p>本船は、船長が同乗者と釣りの準備を行いながら漂流中、風に圧流されてのり養殖施設に進入し、ロープが至近に迫ったことを知り発進したものの、ロープに絡索した。</p> <p>本船は、付近にいた漁船によってロープが切断された後、自力で定係地のマリーナに戻った。</p> <p>船長は、風の影響を受ける中、のり養殖施設までの距離があると思い、釣りの準備を行っていたのり養殖施設に進入し、ロープが至近に迫っていることに気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、北方からの風の影響を受ける中、のり養殖施設の北西方約40mで漂流中、船長が、釣りの準備を行っていたことから、のり養殖施設に進入し、ロープが至近に迫っていることに気付くのが遅れ、ロープに絡索し、同施設が損傷したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、北方からの風の影響を受ける中、のり養殖施設の北西方約40mで漂流中、船長が、釣りの準備を行っていたため、のり養殖施設に進入し、ロープが至近に迫っていることに気付くのが

	遅れ、ロープに絡索したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、風の影響を受ける中、のり養殖施設の近くで釣りを行わないこと。